

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

マネックス・アクティビスト・ファンド

愛称：日本の未来

当ファンドに関する質問にお答えします。

当ファンドは今年の6月で設定から1年を迎えました。これまで当ファンドについていただいていた質問にQ&A形式で回答するとともに、ファンドの名前の一部にもなっている「アクティビスト」について解説させていただきます。

Q：アクティビストとは何ですか？

A：投資先企業に株主として積極的な働きかけを行う投資家です。

「アクティビスト」とは、株主としての権利に基づき、企業オーナーとして責任を果たすため、企業へ積極的な働きかけを行う投資家を指します。

当ファンドも、投資先企業に対し株主として積極的に働きかけ（＝エンゲージメント）を行い、企業価値を高めリターンの獲得を目指します。働きかけ（対話）を行う相手は投資先企業

だけにとどまらず、事業を所管する省庁や業界団体に対しても積極的に意見交換などを行い、投資先企業の価値向上に努めます。当ファンドのエンゲージメント活動の具体的な内容については、運用実績レポート（月報）にて開示していますので、ご確認ください。

Q：一般的な日本株ファンドとの違いは何ですか？

A：企業経営者がエンゲージメントに携わる点が特長です。

一般的に株式に投資を行う投資信託では、ファンドマネージャーが投資対象企業の将来的な株価の上昇余地を判断し投資を行います。当ファンドでは投資先企業に対し、積極的に働きかけを行い、企業価値そのものを高め、投資先企業の株価上昇を目指します。

企業とのエンゲージメントについては、長年マネックスグループを運営してきた松本大が携わります。企業評価を行うファンドマネージャーではなく、企業経営者がエンゲージメントに携

わり、建設的な議論から企業価値の向上を目指す点が当ファンドの特長です。松本大は、金融業界に30年以上、上場企業のトップとして20年以上の経験があり、企業の経営トップや社外取締役とのネットワークも活用し、経営層に直接アプローチを行います。

※9ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

Q：なぜ投資銘柄は開示されないのですか？

A：受益者の皆様の利益最大化を優先するため、運用報告書以外での投資先企業の公表は控えています。

運用実績レポート（月報）では保有銘柄の開示を行ってきませんでした。当ファンドの第1期決算日である2021年3月10日時点での当ファンドの保有銘柄を運用報告書（全体版）で開示しました。当ファンドは、決算日時点以外での保有銘柄は公表しておりません。これは当ファンドがエンゲージメント投資を主軸に置いており、受益者の皆様の利益最大化を優先するためです。エンゲージメント投資は、投資先企業との建設的な対話を通じて、企業の中長期的な価値向上を念頭に企業の変革を後押ししていくことで株主リターンの向上を追求していく投資ア

プローチです。常に対話の相手企業があり、また集中投資戦略であることから受益者の皆様に投資および対話の状況や進捗をお伝えすることが難しいと考えています。例えば、エンゲージメントの進捗をお伝えしてしまうことにより、企業の変革の調整に支障が出てきたり、他の投資家の売買によって実現できるリターンが小さくなってしまふ可能性があります。そういったリスクを避けるため、投資先企業の公表には慎重になっていますので、ご理解いただけますと幸いです。

Q：運用状況を知りたい場合、どうしたら良いですか？

A：運用実績レポート（月報）や運用報告セミナーの動画をご覧ください。

運用実績レポート（月報）で日々行っておりますエンゲージメント活動について開示しています。前述のとおり、エンゲージメント活動は、投資先企業名やエンゲージメントの具体的な進捗の内容を月報等でお伝えすることが難しいのですが、運用実績レポート（月報）の内容を改善していく方向で考えています。今後は更なる情報提供ができるよう検討していきます。

また、当ファンドはTwitterアカウント（Twitter ID：@MAF_PR）からも情報発信を行っており、当ファンドの運用報告セミナーの

動画配信の紹介、当ファンドおよびアクティビストに関するニュースなどをお伝えしています。

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

Q：ハイ・ウォーター・マークについて教えてください。

A：ハイ・ウォーター・マークは成功報酬算出の基準となります。

当ファンドの信託報酬はファンドの純資産総額に一定率を乗じた基本報酬のほか、運用実績に応じたハイ・ウォーター・マーク方式による成功報酬で構成されています。

当ファンドのハイ・ウォーター・マーク（以下「HWM」という。）は当初10,000円ですが、基準価額がHWMを上回った場合は、その基準価額が新たなHWMになります。

成功報酬は、前営業日の1万口当たりの基準価額がHWMを上回った場合、当該基準価額から当該HWMを控除して得た額に22%（税抜20%）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を1万口で除して得た額を乗じて得た額を計上します。

例えば、基準価額が10,000円（HWM 10,000

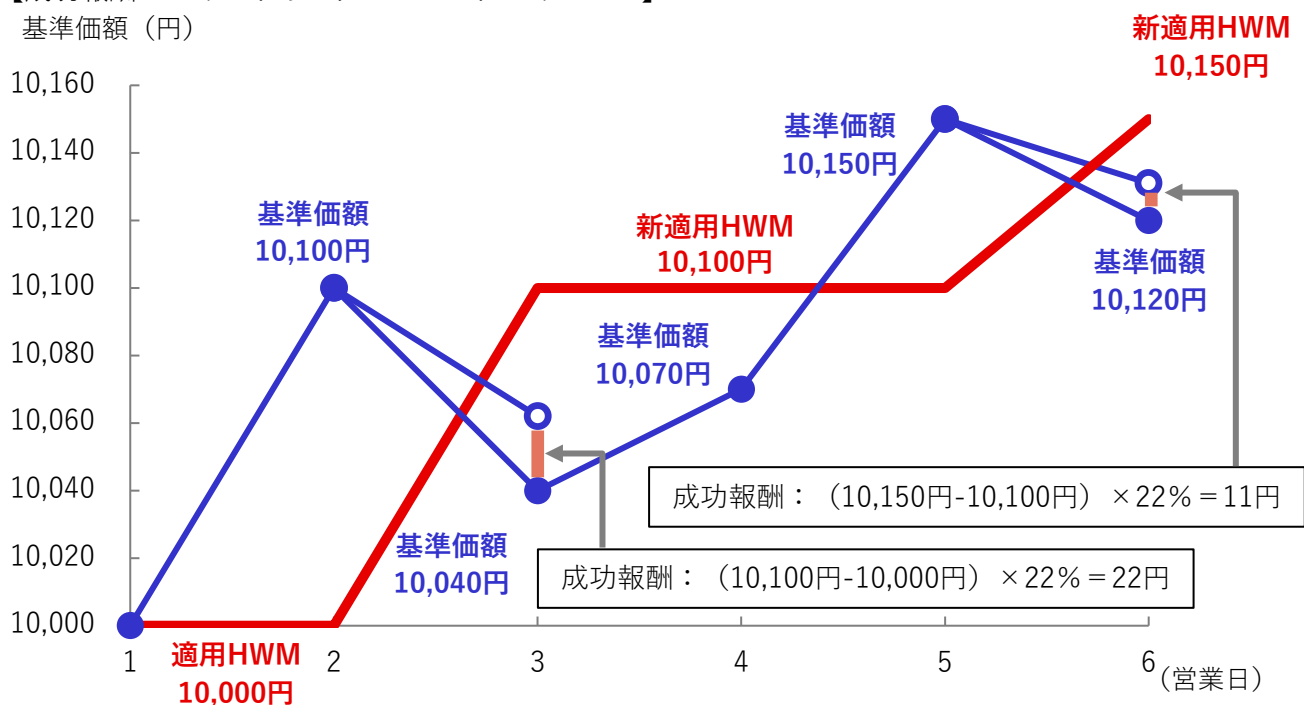
円）でスタートし、翌日の基準価額が10,100円となった場合、基準価額がHWMを上回っているため、差額の100円に対して成功報酬22%（税込）が発生します。

成功報酬は基準価額がHWMを上回った場合に、その基準価額とHWMの差額に対して発生し、基準価額がHWMを超えない場合、発生しません。言い換えれば、当日の基準価額が前日以前の中で最も高い基準価額を上回った場合に成功報酬が発生します。分配金が発生した場合には、HWMは収益分配金額を控除したものに調整されます。

当ファンドの2021年7月7日時点のHWMは、13,286円（2021年6月4日の基準価額）です。

【成功報酬とハイ・ウォーター・マークのイメージ】

基準価額（円）



※上記はイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

成功報酬の計算は1万口当たりの計算です。

※9ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

Q：今後のファンドの見通しについて教えてください。

A：建設的な対話を通じた収益獲得機会が多く存在すると考えます。

エンゲージメント投資は、経営者や企業が変化しようとしている時に外部から手助けすることを理想と考えており、当ファンドは変革に対して前向きな企業に対し建設的な提案を行い、投資先の企業価値向上を目指しています。

近年、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードなど、制度改革が進んだことで企業の株主との対話姿勢が大きく変

わってきており、企業と対話がしやすい環境になってきています。また、変化が激しい時代になってきていることから、企業自ら変革を求めることも多くなってきています。そのため、当ファンドの行う建設的な対話を通じて企業価値を向上させるような収益機会が多く存在すると考えており、当ファンドではその収益を享受できるよう運用を行ってまいります。

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

[マネックス・アクティビスト・ファンド]

ファンドの目的・特色 ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ ファンドの目的

当ファンドは、マネックス・アクティビスト・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主に日本の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

■ ファンドの特色

個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、エンゲージメントを目的として比較的小数の銘柄へ投資します。

- ・株式の組入れ対象は、潜在的企業価値に対して株価が著しく安価に放置された企業を中心とします。
- ・企業分析では、経営戦略、事業モデル、経営陣の質、財務状況など、財務面と非財務面（ESGを含みます。）からの視点を統合的に取り入れます。
- ・ボトムアップ手法に加えて、適宜、投資家の需要、市場の歪みなどのマーケットインサイトと組み合わせてポートフォリオを構築します。

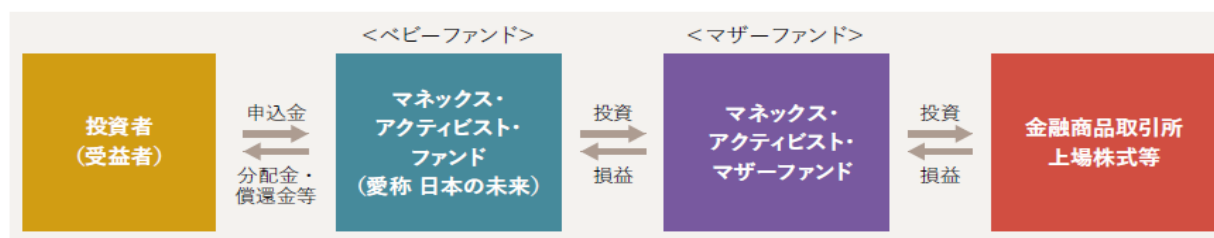
対象企業に対しては、目的を持ったエンゲージメント（対話）や提案を行い、企業価値と株主価値の中長期的な向上を目指します。

- ・投資効率も勘案の上、複数年に渡って投資/エンゲージメント（対話）を実施します。
- ・その結果、企業の株価が想定する適正株価に達した場合には、投資回収を行います。

マザーファンドは、カタリスト投資顧問株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、投資者皆さまからの資金をまとめてベビーファンドとし、マザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※ 委託会社は、本ファンドと同じマザーファンドに投資を行うベビーファンドを私募投資信託にて設定・運用を行っております。当該私募投資信託の購入・換金等に伴う資金変動等により、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。また、本ファンドと当該私募投資信託は異なるファンドであるため、ファンドに係る開示等に差異が生じる可能性があります。

■ 主な投資制限

- ・マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・株式以外の資産への実質投資割合は、信託財産総額の50%以下を原則とします。
- ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※9ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

ファンドの目的・特色 ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ 分配方針

原則として、毎年3月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益の分配を行います。

- ・分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。（ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

投資リスク ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動き等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されるものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落して損失を被り、投資元本を割込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

■ 主な基準価額の変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券などを売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

デリバティブのリスク

デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相互関係性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価額変動が見通しと異なった場合に、ファンドが損失を被ることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

● マザーファンドは特化型運用を行います。

特化型運用とは、一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率（10%）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことを言います。

● マザーファンドの実質的な国内株式市場における投資対象候補銘柄には、構成割合が10%を超える、もしくは超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※9ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

お申込みメモ ※お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までに購入代金をお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産保留額を差し引いた額
換金代金	原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みを中止することおよび既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限です。（設定日2020年6月25日）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ②受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	原則として毎年3月10日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日は2021年3月10日
収益分配	毎決算日に、収益分配方針に基づき、分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
課税関係	課税上の取扱いは、株式投資信託となります。 ※公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 収益分配金は純資産総額から支払われます。このため、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意事項

- 当ファンドの資産規模に対して、大量の購入申込みまたは大量の換金申込みがあった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- 当ファンドは、投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。

※9ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口あたり1円）に 3.3%（税抜3.0%） を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。※詳しくは販売会社までお問い合わせください。購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

当ファンドの 運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの運用管理費用（信託報酬）の総額は、 (1) 基本報酬に(2) 成功報酬を加算して得た額 とします。運用管理費用（信託報酬額）は、毎日計上され、第2計算期間以降の毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。												
	(1) 基本報酬												
	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率2.20%（税抜2.00%）</p> <p>基本報酬額＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率1.10% (税抜1.00%)</td> <td>当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率1.067% (税抜0.97%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.033% (年率0.03%)</td> <td>当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>		支払先	内訳	主な役務	委託会社	年率1.10% (税抜1.00%)	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価	販売会社	年率1.067% (税抜0.97%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理等の対価	受託会社	年率0.033% (年率0.03%)
支払先	内訳	主な役務											
委託会社	年率1.10% (税抜1.00%)	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価											
販売会社	年率1.067% (税抜0.97%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理等の対価											
受託会社	年率0.033% (年率0.03%)	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
(2) 成功報酬													
委託会社は、基本報酬額に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式を用いた成功報酬額を受領します。													
<p>査定方法は、ファンドの毎計算日における前営業日の10,000口当たりの基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に22%（税抜20%）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。</p> <p>ハイ・ウォーター・マークは、設定日は10,000円（10,000口当たり）とし、設定日の翌営業日以降、毎計算日において、成功報酬の算出基準となる当該日（成功報酬計算日）の前営業日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。</p>													

その他費用・手数料

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料
- ・監査法人等に支払われる当ファンドの監査にかかる費用
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用等

上記費用のうち、監査費用は毎日計上され、第2計算期間以降の毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。

※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

※9ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

ファンドの関係法人

- 委託会社 マネックス・アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第2882号
 加入協会：一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 投資信託協会

委託会社の照会先

- 【電話番号】 03-6441-3964（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
 【ホームページ】 <https://www.monex-am.co.jp/>

- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
 ■販売会社 以下の「取扱い販売会社について」をご覧ください。

取扱い販売会社について

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、委託会社または以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者等の名称	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	備考
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○	
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○			○	

※○印は協会への加入を意味します。

※販売会社については、今後変更となる場合があります。

本資料についての留意事項

- 本資料はマネックス・アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。投資信託の取得にあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
- 本資料掲載データは、マネックス・アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。また掲載データについてはあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における見解はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
1. 預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額とは異なり、購入金額については元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。